

津幡町告示第81号

津幡町変動型最低制限価格制度試行実施要綱を次のように定める。

令和3年11月22日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町変動型最低制限価格制度試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号。以下「規則」という。）第132条の規定に基づく最低制限価格の算出に際し、応札者の入札価格を反映させる変動型最低制限価格制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象は、予定価格が130万円を超える建設工事とし、津幡町請負業者選考委員会規程（平成15年津幡町訓令4号）第1条に規定する津幡町請負業者選考委員会において、変動型最低制限価格を算定する対象として決定したものとする。

2 入札参加者数が3者に満たないときは、変動型最低制限価格の算出は行わないものとする。

(変動型最低制限価格の算出方法)

第3条 変動型最低制限価格は、当該入札ごとに予定価格（消費税及び地方消費税を除いた額をいう。以下同じ。）以下で、かつ、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）以上の価格で入札をした全てのものの入札価格を平均した価格（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の92を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は予定価格に100分の75（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額のいずれか高い額とする。

2 前項に基づき決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は失格となった入札がある場合においても変更はしないものとする。

(適用方法)

第4条 変動型最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札候補者とする。

(入札参加者への周知)

第5条 変動型最低制限価格を算出する場合は、当該入札の公告又は指名通知書においてその旨を公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。